

福祉医療費助成制度を ご利用ください！

申請により、医療費の助成が受けられます

町では、保健の向上と福祉の増進を図るため、福祉医療費助成制度（障がい者医療費・一人親家庭等医療費・子ども医療費・65～69歳老人医療費・寡婦医療費）による医療費の助成を行っています。

この制度は、対象となる方であっても、受給資格の申請をしないと助成を受けることができません。また申請をされていない方は、役場福祉課で手続きをしてください。



◆新規の申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②金融機関の通帳
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか（障がい者医療費の場合のみ）
- ④平成29年度課税証明書（平成29年1月2日以降に紀宝町に転入された方）

◆助成を受けるには

《県内の医療機関にかかるとき》
受診時に、必ず受給資格証を医療機関の窓口提示してください。領収証明書は、医療機関から役場へ提出されます。

《県外の医療機関にかかるとき》
受診された医療機関で領収証明書（役場様式）を書

いてもらい、福祉課に提出してください。（証明書は助成対象となる証明書1枚につき2000円を限度に助成します。）

保険診療分のわかる領収書の原本でも申請できますが、1か月分ごとにまとめて提出ください。

※後期高齢者医療被保険者の方は、手続きの必要はありません。

◆助成金の支払い

レセプト等の確認のため、医療機関にかかってからお支払いまで、2～3か月程度かかります。

▼詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

申請期限は9月26日（火）まで！

臨時福祉給付金の申請は済みましたか？

平成26年4月からの消費税率引き上げによる負担を緩和するため、対象者には臨時福祉給付金（経済対策分）を支給しています。支給対象と思われる方には、3月下旬に申請書を送付していますが、9月26日（火）の申請期限を過ぎると給付金が受給できなくなりますので、手続きが済んでいない方は、お早めに申請してください。

また、対象となる方で申請書が届いていない方はお早めにご連絡ください。

◆対象者

平成28年1月1日時点で紀宝町に住居登録があり、住民税が課税されていない方（課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は除きます。）

◆支給額

1人につき15,000円（1回限り）

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

消費者問題啓発研修会を開催

消費者トラブルから身を守ろう

町では、消費者トラブルの未然防止のために、自らが消費者被害に遭わないように学習するだけでなく、地域ぐるみで消費者被害を未然防止するためお互い連携することを学ぶ、消費者問題啓発研修会を開催します。

【日時】9月5日（火）

午後1時30分～3時30分

【場所】紀宝町役場 2階大会議室

【テーマ】

知って得する消費者問題～最新の消費者トラブルを知り、地域の安心・安全を守る～

【講師】全国消費生活相談員協会 しみず清水かほる氏

【参加費】無料

【定員】先着20名程度

【申込】下記連絡先まで電話にて申し込み

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

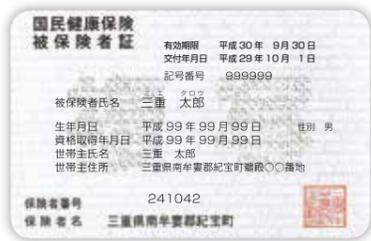
届いたら、まずは住所・氏名などを確認

国民健康保険証が新しくなります

10月1日から国民健康保険証が新しくなります。新しい保険証は、役場福祉課から9月下旬に郵送でお届けする予定です。（国民健康保険税を滞納されている場合は、この限りではありません。）

新しい保険証が届きましたら、まず、住所・氏名・生年月日などの記載内容に間違いがないか、よく確かめてください。

旧保険証は、10月1日以降に、役場福祉課に返却されるか、ご自分で処分する場合は、住所や氏名等が見えないように裁断するなど十分注意してください。



◆異動の届け出はお早めに！

進学や就職、退職などで、国民健康保険に加入するときや、他の保険に加入し国民健康保険を脱退するときは届け出が必要です。異動の届け出は、必ず14日以内に、役場福祉課で手続きを行ってください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

助成の種類	対象者	助成額
障がい者医療	①身体障害者手帳1～3級の認定を受けた方 ②知的障がい者と判定された知能指数50以下の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方（通院分のみ）	①医療費の自己負担額*
一人親家庭等医療	①一人親家庭の父または母と、18歳年度末までの児童 ②父母のいない18歳年度末までの児童	②入院時の食事療養費に係る標準負担額
子ども医療	18歳年度末までの児童	
65～69歳老人医療	65歳～69歳の方	①通院：医療費の自己負担額が、医療機関ごとに1か月につき8,000円を超えるとき、医療費総額の1/10 ②入院：医療費の自己負担額から44,400円（非課税世帯の方は24,600円）を差し引いた額の1/2
寡婦医療	法的寡婦のうち60歳～64歳の方	

*医療費の自己負担額については、いったん医療機関にお支払いください。

*助成対象となる「自己負担額」は、高額療養費として支給される額や加入医療保険からの療養付加給付金などを除いた保険診療額とします。

*所得制限はありません。